

## 秋田県建設工事請負契約等における随意契約のガイドライン

監－2306

平成元年3月22日

このガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものである。

したがって、特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約（以下「特命」という。）にすることができる工事は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに特命にすべきものとする趣旨でもない。

なお、個々の発注工事の契約方式を特命によることとする場合は、契約事務の公正性を保持し、経済性を図る観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し決定するものとする。

また、測量、地質調査、工事設計及び工事監理業務についても工事に準じて取り扱うものとする。

1. 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要のある工事

イ 文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等法令の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

2. 緊急の必要により競争入札に付することができない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合

ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

3. 競争入札に付すことが不利と認められる場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

(1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該工事中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(平成19年9月27日建管－1409 一部改正 (平成19年9月27日から施行))

(令和2年3月26日建政－1431 一部改正 (令和2年4月1日から施行))